

小矢部市文化財保護事業補助金交付要綱

平成13年3月30日告示第22号

改正

平成15年2月3日告示第6号

平成17年3月11日告示第31号

平成23年6月1日告示第48号

平成29年3月23日告示第17号

平成30年3月27日告示第23号

小矢部市文化財保護事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、小矢部市補助金等交付規則（昭和43年小矢部市規則第5号）第21条の規定に基づき、小矢部市文化財保護事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において文化財保護事業とは、次に掲げるもの（第1号及び第5号から第9号までに掲げるものについては、小矢部市文化財保護条例（昭和47年小矢部市条例第17号）第4条第1項の規定により指定されたものに限る。）をいう。

- (1) 曳山及びその維持管理施設保護事業
- (2) 歌舞伎山及びその維持管理施設保護事業
- (3) 庵屋台及びその維持管理施設保護事業
- (4) 獅子舞の用具等保護事業
- (5) 源氏太鼓の用具等保護事業
- (6) 酒とり祭の用具等保護事業
- (7) 願念坊踊の用具等保護事業
- (8) 護国八幡宮宮めぐりの神事の用具等保護事業
- (9) 雅楽の用具等保護事業
- (10) 津沢夜高あんどん祭の用具等保護事業

(補助金の交付)

第3条 市長は、文化財を適正に保存し、かつ、それらの活用を図り市民の文化的向上に寄与するため、補助事業者が行う文化財の保護等の事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

(交付の対象となる事業等)

第4条 補助金の交付の対象となる事業、補助事業者及び補助金額は、別表に定めるとおりとする。ただし、補助金額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助事業者は、文化財保護事業を実施しようとするときは、小矢部市文化財

保護事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 事業実施に関する議決書等
- (3) 工事等に関する設計書又は図面等
- (4) 見積書

（補助金の交付の決定）

第6条 市長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金交付の要件に適合すると認めるときは、補助金交付の決定を行うものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金交付の決定をしたときは、速やかに補助事業者
にその旨を通知するものとする。

（計画の変更、中止又は廃止）

第7条 補助事業者は、補助事業の計画を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、小矢部市文化財保護事業計画変更（中止）（廃止）承認申請書（様式第2号）を提出して、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により、事業計画の変更、中止又は廃止を承認したときは、その旨を補助事業者
に通知するものとする。

（実績報告）

第8条 補助事業者は、補助に係る事業が完了したときは、小矢部市文化財保護事業実績報告書（様式第3号）に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 支払金額を証する書類の写し
- (2) 事業完了写真

（補助金交付の決定の取消し）

第9条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかの要件に該当したときは、補助金交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により、補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。

（補助金の返還）

第10条 補助事業者は、第7条第2項の規定により事業の変更、中止又は廃止した場合及び前条の規定により補助金交付の決定の全部又は一部を取り消された場合において、当該取消し等に係る部分について既に補助金が交付されているときは、当該補助金を速やかに市長に返還しなければならない。

（補助金の額の確定）

第11条 市長は、第8条に規定する事業実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、補助金交付の要件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定する。

2 市長は、前項に規定する額の確定をしたときは、補助事業者はその旨を速やかに通知するものとする。

(帳簿の備付け)

第12条 補助事業者は、補助事業に係る収支を明らかにした帳簿又は証拠書類を整理し、当該補助事業完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保持しなければならない。

(細則)

第13条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成15年2月3日告示第6号)

この告示は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成17年3月11日告示第31号)

(施行期日)

1 この告示は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の告示に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則(平成23年6月1日告示第48号)

この告示は、公表の日から施行し、改正後の小矢部市文化財保護事業補助金交付要綱の規定は、平成23年4月1日から適用する。

附 則(平成29年3月23日告示第17号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月27日告示第23号)

(施行期日)

1 この告示は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正前の小矢部市文化財保護事業補助金交付要綱に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

3 この告示による改正後の小矢部市文化財保護事業補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

別表（第4条関係）

保護事業名	補助事業者	補助対象事業内容	補助金額
曳山及びその維持管理施設保護事業	左記の文化財を所有する認可地縁団体（地方自治法（昭和22年法律	曳山の修繕等に係るもの	・車輪、車軸の部分に係る事業費の3分の2に相当する額 ・車輪、車軸以外の部分に係る事業費の2分の1に相当する額（限度額600万円）
		曳山の維持管理施設の新設・増設・修繕等に係るもの	事業費の2分の1に相当する額（限度額400万円）
歌舞伎山及びその維持管理施設保護事業	第67号）第260条の2第1項の規定による市長の認可を受けた地縁による団体をいう。）	歌舞伎山の修繕等に係るもの	事業費の2分の1に相当する額（限度額200万円）
		歌舞伎山の維持管理施設の新設・増設・修繕等に係るもの	事業費の2分の1に相当する額（限度額400万円）
庵屋台及びその維持管理施設保護事業		庵屋台の修繕等に係るもの	事業費の2分の1に相当する額（限度額200万円）
		庵屋台の維持管理施設の新設・増設・修繕等に係るもの	事業費の2分の1に相当する額（限度額400万円）
獅子舞の用具等保護事業	左記の用具等を管理するもの	獅子舞の用具等の修繕等に係るもの	事業費の2分の1に相当する額（限度額50万円）
源氏太鼓の用具等保護事業	左記の文化財を保持するもの	無形民俗文化財又は無形文化財の保存継承のための用具等の修繕等に係るもの	事業費の2分の1に相当する額（限度額50万円）
酒とり祭の用具等保護事業			
願念坊踊の用具等保護事業			
護国八幡宮宮めぐり神事の用具等保護事業			
雅楽の用具等保護事業			
津沢夜高あんどん祭の用具等保護事業	左記の文化財を保持する団体に属する自治会又は青年会	無形民俗文化財の保存継承のための用具等の修繕等に係るもの	事業費の2分の1に相当する額（限度額50万円。ただし、大行燈を所有する自治会及び青年会は限度額100万円）

備考 補助事業者が補助金の交付を受けたことがある場合における当該補助事業者に交付する補助金の限度額は、補助対象事業内容の区分に応じ、それぞれに定める限度額から既に交付を受けた補助金の合計額を差し引いた額とする。